

平成26年度水俣条約対応技術的事項検討会の設置について

平成27年2月23日

1. 検討の背景と目的

2013年10月に熊本市及び水俣市において「水俣条約に関する外交会議」が開催され、同条約の採択及び署名が行われた。我が国としても、同条約に基づく国際的な水銀管理を進めるべく、条約の締結及び早期発効を目指すこととしている。条約では水銀の供給から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められており、我が国においても、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

今後の水銀対策のあり方については、環境大臣からの諮問を受け、中央環境審議会において「大気排出」「廃棄物」「それ以外」の3つに分けてそれぞれ部会に付議され、この最後の部分については、「中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」及び「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ」の合同会合（以下単に「合同会合」という。）により検討が進められ、合同会合で取りまとめられた報告書が、平成26年12月22日付で「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌にかかるものを除く）（一次答申）」として環境大臣に答申された。本答申に基づき、環境省及び経済産業省において今後の国内水銀管理に係る新法提案に向けた作業が進められている。

一方、合同会合報告書において「今後の検討課題」とされた事項については、新法に基づく政省令により規定する必要があることから、それらの技術的事項について検討を行うため、平成26年度水俣条約対応技術的事項検討会を設置する。

2. 検討内容

平成26年度は条約締結に向けた検討を優先することとし、主として以下のような事項について検討を行う。

- (1) 水銀添加製品に関する事項（製造等禁止の基準値・実施時期、組込み製品の取扱い等）
- (2) 水銀等の暫定的保管に関する事項（保管に係る技術指針等）
- (3) 水俣条約上の水銀廃棄物*に関する事項（管理に係る技術指針等）
- (4) その他条約締結に向けて優先的に検討すべき事項

*廃棄物処理法上の廃棄物を除く

3. 委員構成（五十音順、敬称略）

大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科・同法学部 教授
蒲生 昌志	産業技術総合研究所 安全科学研究部門 リスク評価戦略グループ長
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
高岡 昌輝	京都大学大学院 工学研究科 教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
田村 暢宏	東芝ライテック株式会社 環境推進部長
東海 明宏	大阪大学大学院 工学研究科（環境・エネルギー工学） 教授

4. 座長

座長は委員の互選により決定する。

5. 事務局

株式会社エックス都市研究所 国際コンサルティング事業本部 担当：岡、阿南、小若
〒171-0033 東京都豊島区高田2-17-22 目白中野ビル6階
TEL 03-5956-7503 FAX 03-5956-7523

6. 検討会開催予定

平成27年3月31日までに2回程度、各回2時間程度で東京都内会議室において開催予定

7. 検討内容等の公開等

本検討会及び資料は原則として公開とする。また、事務局において検討会での発言をとりまとめた議事録及び議事概要をまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成する。議事要旨及び議事録についても、原則として公開資料とする。

ただし、委員会、委員会資料及び議事要旨について、座長が非公開することが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。

以上